第5章

防犯のまちづくりに関する 施策展開の方向

1 基本方針

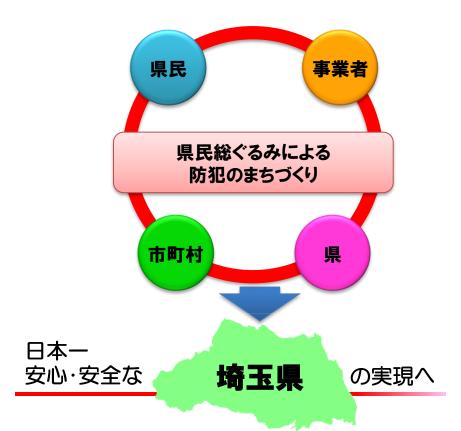
本計画では、条例の基本理念、これまでの取組と成果及び今後の課題を踏まえ、次の事項を基本として推進します。

埼玉県防犯のまちづくり推進計画 基本方針

- (1) 自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る
- (2) お互いが支え合う地域社会の形成を図る
- (3) 安全な都市環境の整備を図る
- (4) 子供を犯罪被害から守る
- (5) 規範意識の高揚を図る
- (6) 県民に多大な不安を与える犯罪・多発する犯罪への対策を図る
- (7) 警察活動の充実強化を図る

2 県民運動としての展開

県民、事業者、市町村及び県が相互に連携・協力し、一体となって取り組む県民運動と しての防犯のまちづくりを推進します。



3 長期目標

本県では、平成17年度からの第1期計画、平成22年度からの第2期計画、平成27年度からの現計画に基づき、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その結果、人口千人当たりの刑法犯認知件数は、平成16年の25.7件から、平成30年には8.2件と着実に減少し、戦後(昭和21年~)、最も低い水準に達しました。

本計画では、犯罪の減少傾向維持を最優先とし、さらなる犯罪減少を目指します。

令和6年における人口千人当たりの刑法犯認知件数を平成30年の10%減となる7.4件

まで減少させることを長期目標とします。

この数値目標は、統計上、過去に例をみない水準となります。

埼玉県5か年計画 (令和4年度~8年度) における指標の変更に伴い、 5.7件に修正

人口千人当たりの刑法犯認知件数*

【現状値】 8.2件 ⇒ 【目標値】 7.4件 (平成30年) (令和6年)

人口千人当たりの刑法犯認知件数の推移及び長期目標



※各年の数値は、各年の刑法犯認知件数の総数と4月1日現在の推計人口から算出。

犯罪を防止 減少させるための地域環境をつくる

推進計画の施策体系 4

自分の安全は自分 で守るという防犯 意識の高揚を図る

- ①県民や事業者等の防犯意識の啓発
- ②広く、早く、分かりやすい防犯情報の発信
- ③県民や事業者等が自ら実施する防犯対策の推進
- ④来日外国人に対する防犯対策の普及啓発

お互いが支え合う 地域社会の形成を 図る

- ①自主防犯活動のさらなる活性化
- ②事業者等による防犯活動の拡大
- ③自主防犯活動の新たな担い手の発掘
- ④県民総ぐるみの防犯活動の推進
- ⑤虐待のない地域づくりの推進
- ⑥犯罪被害者等支援活動の充実・強化

安全な都市環境の 整備を図る

- ①公共空間の防犯性のさらなる向上
- ②防犯カメラの設置促進
- ③防犯性の高い住宅の普及・拡大
- ④空地、空家等対策の推進

子供を犯罪被害か ら守る

- (1)学校内及び通学路等における児童・生徒に対する防犯対策の強化
- ②学校を中心とした安全への取組の強化
- ③子供の危機回避能力を高める取組の推進

規範意識の高揚を 図る

- ①子供の健全育成のための啓発・教育活動の充実
- ②「受け子」等特殊詐欺*に加担させないための啓発・教育の推進
- ③非行防止パトロール活動等の推進
- ④薬物乱用対策の推進
- ⑤子供の立ち直り支援
- ⑥大人社会のモラルの醸成

県民に多大な不安 を与える犯罪・多 発する犯罪への対 策を図る

- ①特殊詐欺撲滅対策の推進
- ②自転車盗防止対策の推進
- ③女性を狙った性犯罪やストーカー・DV等の防止対策の推進
- ④住宅対象侵入窃盗対策の推進
- ⑤サイバー犯罪対策の推進

警察活動の充実強 化を図る

- ①警察基盤・警察活動の充実強化
- ②自主防犯活動団体との連携強化
- ③効率的な捜査・検挙活動の推進